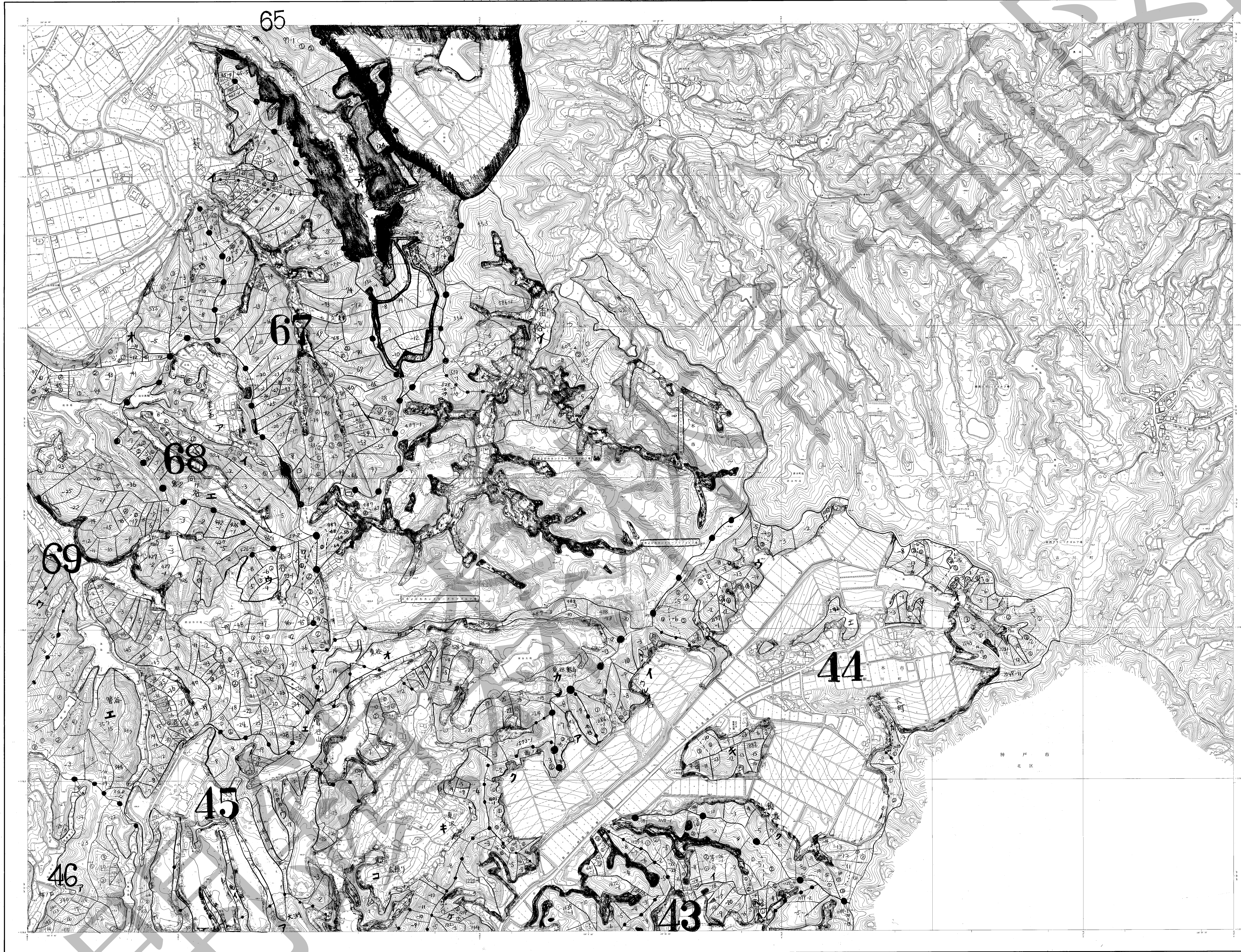


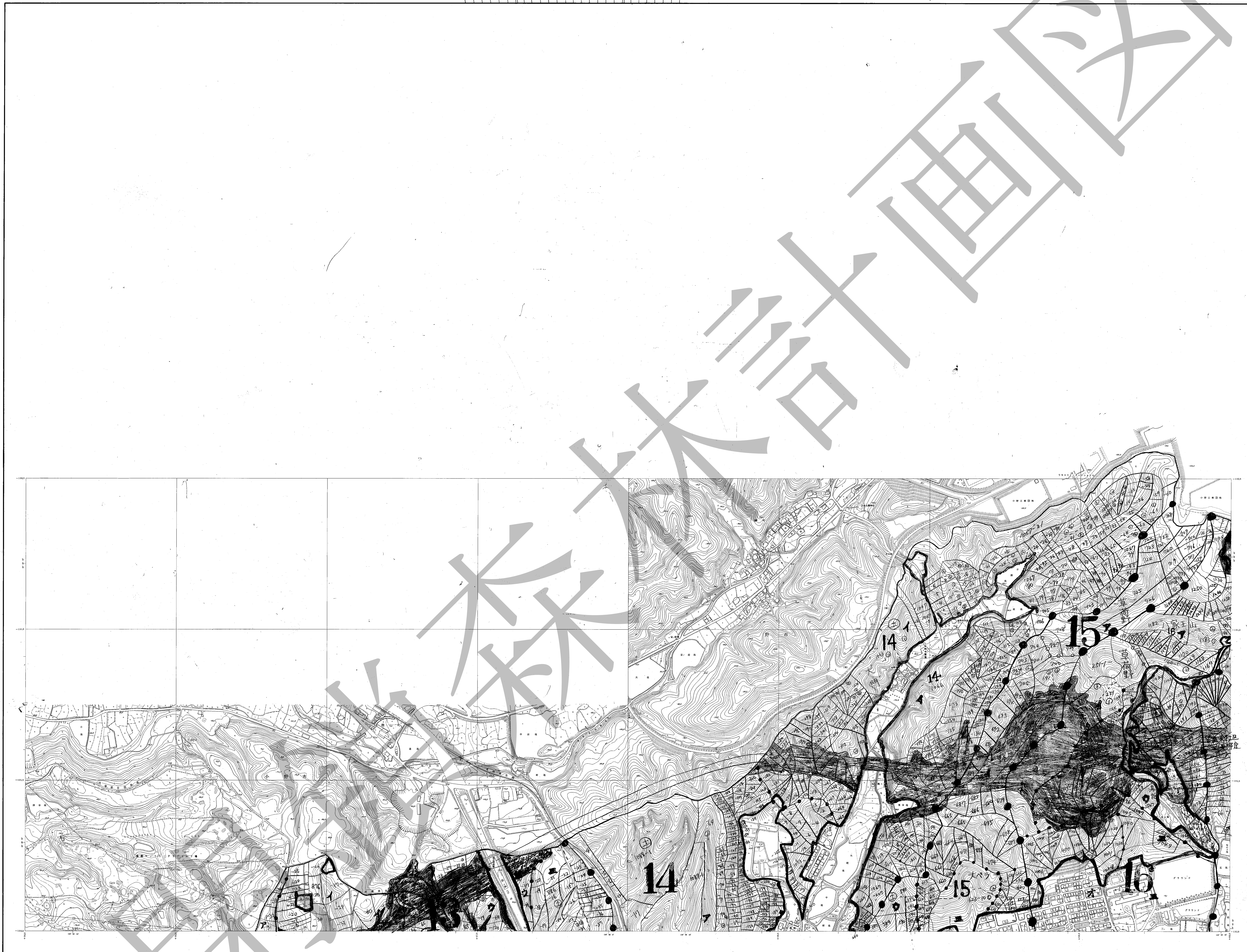
計 画 図 旧市町コード16
森 林 施 業 図 三 木 市 19-5

1 : 5,000



			19-1	19-2
		19-3	19-4	19-5
	19-6	19-7	19-8	19-9
19-10	19-11	19-12	19-13	19-14
19-15	19-16	19-17	19-18	19-19

[illegible]



			19-1	19-2
		19-3	19-4	19-5
	19-6	19-7	19-8	19-9
19-10	19-11	19-12	19-13	19-14
19-15	19-16	19-17	19-18	19-19

記 号

	建 物	△ 37.2	三 角 点
	堅ろう建物	□ 12.04	水 準 点
		○ 14.8	多角点及び礫石のある図様点
		・ 25.6	礫石のない礫
	無 壁 舎	・ 18.7	固定標測定

門	神 社	二	門
二	院	四	門
十	キリスト教會	一	馬 車
六	学 校	二	馬 車
十	學 院	三	馬 車
X	學 校	四	油 油、大 火
○	學 校	五	油 油、大 火
○	電 報 局	六	油 油、大 火
○	工 場	七	立 碑
○	電 報 局	八	立 碑
○	電 報 局	九	立 碑
○	電 報 局	十	立 碑
○	電 報 局	十一	立 碑
○	電 報 局	十二	立 碑
○	電 報 局	十三	立 碑
○	電 報 局	十四	立 碑
○	電 報 局	十五	立 碑
○	電 報 局	十六	立 碑
○	電 報 局	十七	立 碑
○	電 報 局	十八	立 碑
○	電 報 局	十九	立 碑
○	電 報 局	二十	立 碑
○	電 報 局	二十一	立 碑
○	電 報 局	二十二	立 碑
○	電 報 局	二十三	立 碑
○	電 報 局	二十四	立 碑
○	電 報 局	二十五	立 碑
○	電 報 局	二十六	立 碑
○	電 報 局	二十七	立 碑
○	電 報 局	二十八	立 碑
○	電 報 局	二十九	立 碑
○	電 報 局	三十	立 碑
○	電 報 局	三十一	立 碑
○	電 報 局	三十二	立 碑
○	電 報 局	三十三	立 碑
○	電 報 局	三十四	立 碑
○	電 報 局	三十五	立 碑
○	電 報 局	三十六	立 碑
○	電 報 局	三十七	立 碑
○	電 報 局	三十八	立 碑
○	電 報 局	三十九	立 碑
○	電 報 局	四十	立 碑
○	電 報 局	四十一	立 碑
○	電 報 局	四十二	立 碑
○	電 報 局	四十三	立 碑
○	電 報 局	四十四	立 碑
○	電 報 局	四十五	立 碑
○	電 報 局	四十六	立 碑
○	電 報 局	四十七	立 碑
○	電 報 局	四十八	立 碑
○	電 報 局	四十九	立 碑
○	電 報 局	五十	立 碑
○	電 報 局	五十一	立 碑
○	電 報 局	五十二	立 碑
○	電 報 局	五十三	立 碑
○	電 報 局	五十四	立 碑
○	電 報 局	五十五	立 碑
○	電 報 局	五十六	立 碑
○	電 報 局	五十七	立 碑
○	電 報 局	五十八	立 碑
○	電 報 局	五十九	立 碑
○	電 報 局	六十	立 碑
○	電 報 局	六十一	立 碑
○	電 報 局	六十二	立 碑
○	電 報 局	六十三	立 碑
○	電 報 局	六十四	立 碑
○	電 報 局	六十五	立 碑
○	電 報 局	六十六	立 碑
○	電 報 局	六十七	立 碑
○	電 報 局	六十八	立 碑
○	電 報 局	六十九	立 碑
○	電 報 局	七十	立 碑
○	電 報 局	七十一	立 碑
○	電 報 局	七十二	立 碑
○	電 報 局	七十三	立 碑
○	電 報 局	七十四	立 碑
○	電 報 局	七十五	立 碑
○	電 報 局	七十六	立 碑
○	電 報 局	七十七	立 碑
○	電 報 局	七十八	立 碑
○	電 報 局	七十九	立 碑
○	電 報 局	八十	立 碑
○	電 報 局	八十一	立 碑
○	電 報 局	八十二	立 碑
○	電 報 局	八十三	立 碑
○	電 報 局	八十四	立 碑
○	電 報 局	八十五	立 碑
○	電 報 局	八十六	立 碑
○	電 報 局	八十七	立 碑
○	電 報 局	八十八	立 碑
○	電 報 局	八十九	立 碑
○	電 報 局	九十	立 碑
○	電 報 局	九十一	立 碑
○	電 報 局	九十二	立 碑
○	電 報 局	九十三	立 碑
○	電 報 局	九十四	立 碑
○	電 報 局	九十五	立 碑
○	電 報 局	九十六	立 碑
○	電 報 局	九十七	立 碑
○	電 報 局	九十八	立 碑
○	電 報 局	九十九	立 碑
○	電 報 局	一百	立 碑

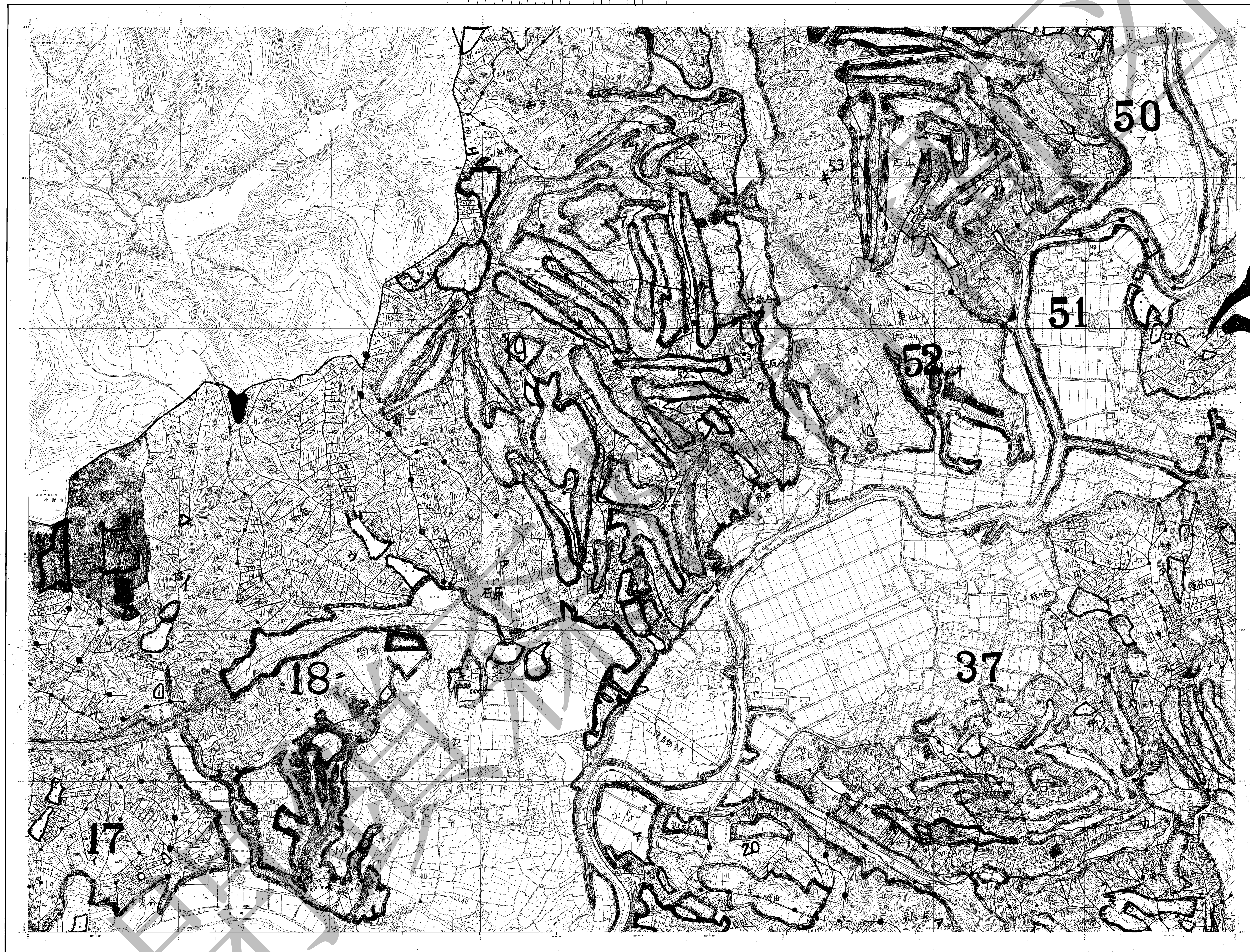
[illegible]

田	○	その他の 農地	荒地
〇	〇	山	〇
▽	煙	芝地	はい牧地
△	さとう とろろ類	広葉 葉林	菅地
▽	桑畑	針葉 森林	しょう 樹林
△	茶畑	竹林	(道)
△	栗園	原野	(道)
〇	果樹園		湿地

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
図郭には0.5キロメートルの間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
行政界は確定測量されたものではない

計 画 図 旧市町コード16
森 林 施 業 図 三 木 市 19-7

1 : 5,000



			19-1	19-
		19-3	19-4	19-
	19-6	19-7	19-8	19-
19-10	19-11	19-12	19-13	19-
19-15	19-16	19-17	19-18	19-

記 号	
	建 物
	堅ろう建物
	無 壁 害
	$\Delta 37.2$ 三角点 812.04 水準点 014.8 多角点及び $\cdot 25.6$ のある図定 $\cdot 18.7$ 標石のない 図化機測定

[illegible][illegible]

田	田	○	その他の 基本型	山	荒地
ハ				山	
▽	畑	●	芝地	△	はい牧場
▽	さとうび類	○	広葉 樹	△	笹地
△	桑畑	A	針 密	△	しょう料 用林
△	茶畑	A	竹林	(盛)	塩田
○	果樹園		厩庭	(盛)	湿地

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅰ座標系
 投影は横メルカトル図法
 図形に表示している座標値はキロメートル単位
 方眼は0.5キロメートル間隔
 図形に表示している経緯度目盛は10秒単位
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル
 行政界は確定測量されたものではない